

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 10 月 1 日

株式会社ヒガシトゥエンティワン

ヒガシオフィスサービス株式会社

2020 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

大阪府中央区久宝寺町三丁目 1 番 9 号
株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表執行役社長 児島 一裕



東京都港区新橋一丁目 18 番 16 号
ヒガシオフィスサービス株式会社
代表取締役社長 角野 公史



株式会社ヒガシトゥエンティワン（以下「吸収分割会社」といいます。）とヒガシオフィスサービス株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2020 年 7 月 29 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割」といいます。）に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が営む事業のうちオフィスサービスにかかる事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割を行いました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

本吸収分割は、2020 年 10 月 1 日に効力を生じました。

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、同第 785 条、同第 787 条及び同第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）株主による吸収分割差止請求手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（3）株主への通知手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

(4) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、当該手続を行う必要はありませんでした。

(5) 債権者の異議申述手続の経過

吸収分割会社は、本吸収分割契約書において、吸収分割承継会社が承継する一切の債務に関して重畳的債務引受を行っていますので、吸収分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者は存在しないことから、当該手続を行う必要はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、同第 797 条及び同第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続の経過

本吸収分割は、吸収分割承継会社において会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本吸収分割は、吸収分割承継会社において会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

(3) 株主への通知手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみで、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配株主に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

(4) 債権者の異議申述手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2020 年 8 月 25 日付の官報により、債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には知れている債権者が存在しないことから、各別の催告を行う必要はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社が営む事業のうちオフィスサービスにかかる事業に関して有する権利義務を承継しました。

なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額は次のとおりです。

承継資産の額（概算値）41 百万円

承継負債の額（概算値）19 百万円

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 10 月 1 日付で本吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

（1）会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づく手続の経過

吸収分割会社は、本吸収分割に際し、労働者との協議、労働組合に対する本吸収分割に関する通知等の必要な手続を行い、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第 2 条の規定に基づく労働者への通知を 2020 年 8 月 7 日に行いましたが、所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以上